

広島県告示第二百七十七号

令和元年広島県告示第五百九十七号（広島県民文化センターにおける駐車場及び附属設備の利用料金の範囲）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の第一号の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
一 駐車場の利用料金の範囲			一 駐車場の利用料金の範囲		
区分	単位	利用料金の範囲	区分	単位	利用料金の範囲
午前八時から午後一〇時まで	(略)	(略)	午前七時から午後一〇時まで	(略)	(略)
午後一〇時から翌日午前八時まで	(略)	(略)	午後一〇時から翌日午前七時まで	(略)	(略)